

鎌ヶ谷市告示第 5 号の2

本市の区域内の字区域の変更及び町区域の設定を次のとおり実施する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。
(なお、この告示は、平成20年2月25日から効力を生ずる)

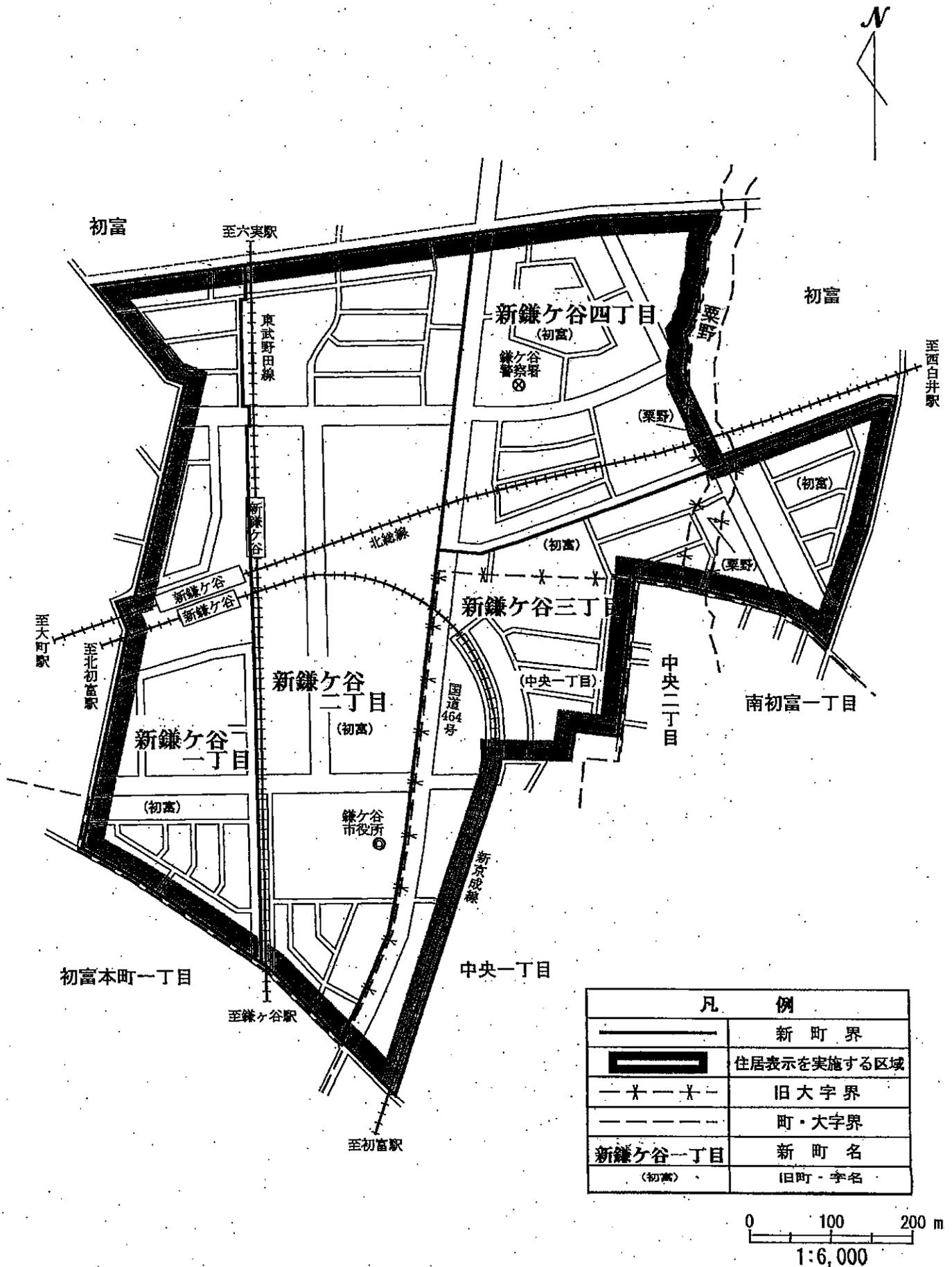
平成20年1月16日

鎌ヶ谷市長 清水 聖士

1 字区域の変更及び町区域の設定

新 区 域	新区域に編入する現在の区域	
町 名	町名及び字名	区域図
新鎌ヶ谷一丁目	初富の一部	別図1のとおり
新鎌ヶ谷二丁目	初富の一部	
新鎌ヶ谷三丁目	中央一丁目の一部 初富の一部 栗野の一部	
新鎌ヶ谷四丁目	初富の一部 栗野の一部	
<small>なかざわしんまち</small> 中沢新町	中沢の一部	別図2のとおり

字区域の変更及び町区域の設定図



字区域の変更及び町区域の設定図

